

鬼北町 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

概要版

鬼北町は、

健康であたたかい心の通う

福祉のまちづくり

を目指し、一体となって介護保険制度の運営を行っていきます。



令和6年3月

愛媛県鬼北町

1

鬼北町高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

鬼北町高齢者保健福祉計画は老人福祉法第20条の8に基づくすべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画です。この計画の目的は、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせる社会の構築にあります。

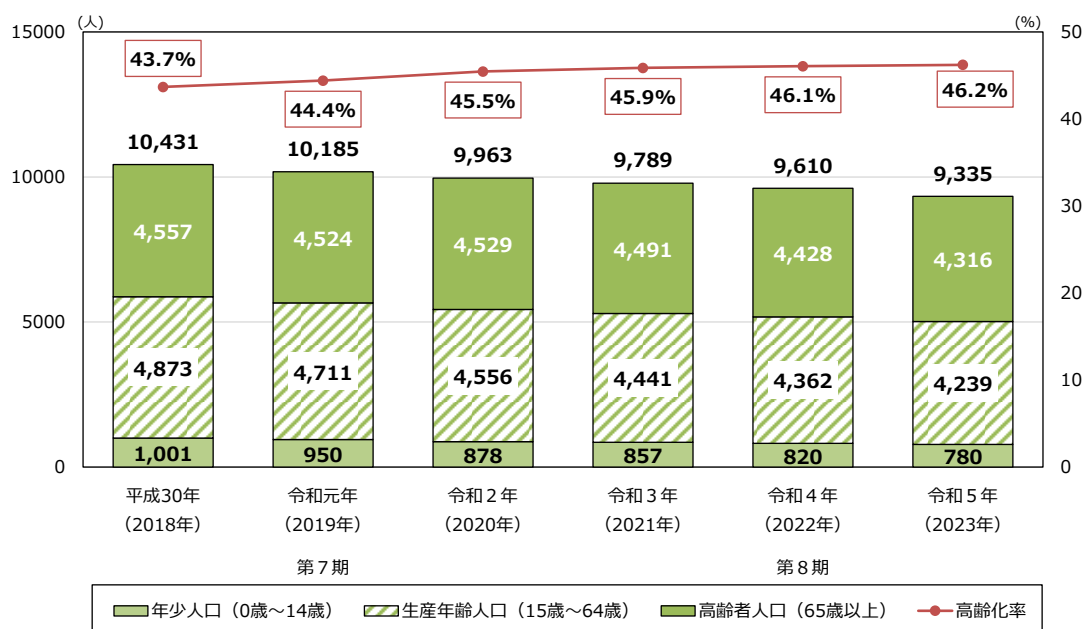
鬼北町第9期介護保険事業計画は介護保険法第117条に基づく要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画です。介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

2

鬼北町の高齢者を取り巻く状況

人口の推移

総人口は減少傾向にあり、令和5年では9,335人と、令和2年の9,963人から628人減少しています。総人口の減少により高齢化率は年々上昇し、令和5年の高齢化率は46.2%となっています。



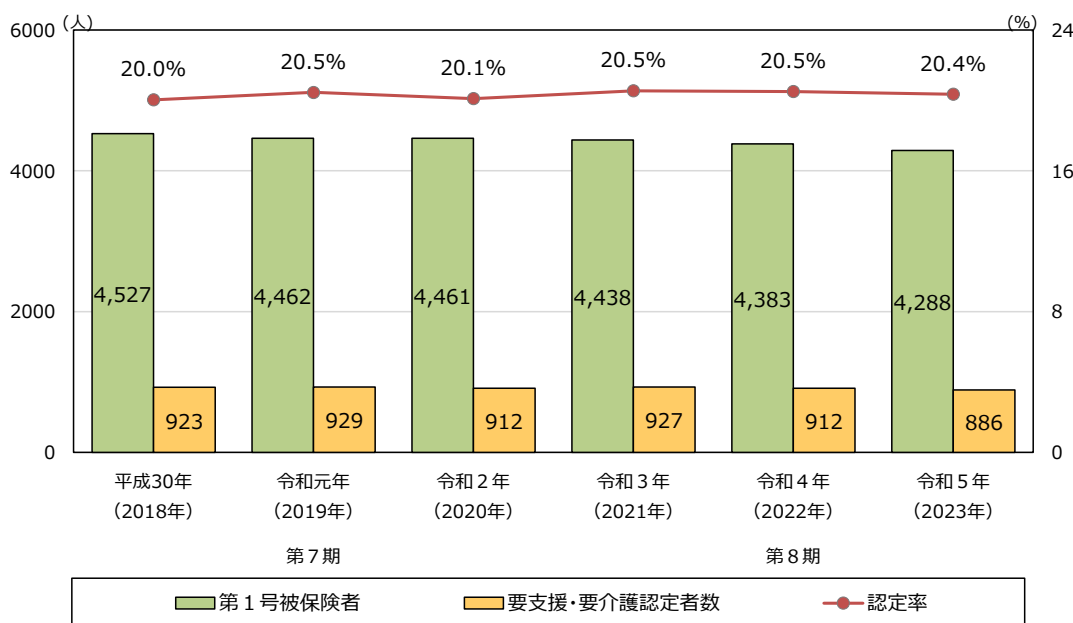
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）





要支援・要介護認定者の推移

認定者数は、令和5年では886人と、令和2年の912人から26人減少しています。
認定率は横ばいで推移し、令和5年では20.4%となっています。



資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）各年3月31日現在（令和5年は6月末現在）

アンケート調査からみえた課題

本計画策定にあたって実施したアンケート及びヒアリング調査からみえた課題は以下のとおりです。

地域における 支え合い体制の確保

- 高齢者の地域活動への参加意向が半数以上と高い一方、家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手はいないと回答した人は3.6割



⇒高齢者の地域での交流機会の促進と、地域における支え合い・助け合いの体制を確保するため、支援の担い手確保と育成が必要

認知症に関する取組の充実

- 認知症に関する相談窓口を知らない高齢者は全体の約3分の2
- 認知症状への対応について不安を感じている介護者は約3割
- 認知症に関する情報発信やサービスの周知が求められています。



⇒認知症高齢者を家族と地域で支えるまちづくりの展開が必要

社会参加のきっかけづくりと 移動手段の確保

- 生きがいのある高齢者は半数以上いる一方で、思いつかないという人も3.8割
- 約2割の高齢者が、外出頻度が週1回以下、昨年と比べて外出の機会が減っている人も約2割
- 移動や買い物についての支援を期待する事業所が多くみられた

⇒外出するきっかけとなるような機会の創出と社会参加の促進が必要
⇒心身ともに健康な高齢者を増やす介護予防として、社会参加を促すきっかけづくりと移動手段の確保が必要

3

第9期介護保険事業計画の基本理念

本町は、中山間地域に位置しており、少子高齢化の現象がとりわけ顕著になっているため、高齢者が今後も可能な限り住み慣れた地域で、自ら有する能力を最大限に生かし、その人らしく満足した生活を送ることができるように、住民一人ひとりが介護を自らの問題としてとらえ、地域をあげて取り組みを進めていくことにより、支え合い、ともに幸せに生きることができる「地域包括ケアシステム」を推進し、地域共生社会の実現に向けた施策の展開を図ります。

以上を踏まえ第9期計画では、これまでの基本理念を踏襲し、

「健康であたたかい心の通う福祉のまちづくり」

を基本理念に掲げます。

4

施策の展開

基本目標1 早期からの健康づくり・介護予防

介護予防・健康づくりの重要性の啓発と特定健康診査・特定保健指導の受診勧奨等の実施による主体的な健康づくりを促進し、高齢者が生涯にわたって健やかに暮らせるよう、早い時期からの健康づくりや介護予防の取り組みを進めます。また、保健事業と介護予防の一体的な取り組みを推進し、きめ細やかな支援を一体的に実施します。

施策の方向	取り組み
(1) 高齢者の健康・元気づくり	①健康相談 ②健康教育 ③かかりつけ医の普及 ④健康手帳の活用 ⑤各種健診の充実
(2) 介護予防の総合的な推進	①介護予防対象者の把握 ②介護予防運動教室の開催 ③専門職と連携した介護予防事業の展開 ④保健事業と介護予防の一体的な取り組みの推進



基本目標2 認知症対策の充実

本人や家族の気持ちを尊重し、地域や行政、医療、介護等の関係機関が連携した切れ目のない支援に取り組み、認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた認知症施策を推進しながら、認知症になっても住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

また、認知症の人とその家族が地域で暮らし続けるためには、地域の人々の認知症への理解が欠かせません。そのため、認知症サポーター養成講座や、認知症ケアパスの配布により、地域において認知症を理解し、見守り、発見する支援体制の構築を進めます。

施策の方向	取り組み
(1) 認知症理解の普及・啓発	① 認知症サポーターの養成 ② 認知症見守りネットワークの推進
(2) 認知症高齢者と家族への支援	① 認知症ケアパスの活用 ② 認知症初期集中支援チームの充実 ③ 家族介護者交流事業 ④ 認知症カフェの活用

基本目標3 充実したサービス提供の体制づくり

高齢者が支援や介護が必要な状態になっても、住み慣れた自宅や地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを推進していきます。特に、介護人材の確保や定着に関する取組を充実させていきます。

施策の方向	取り組み
(1) 医療と介護の連携強化	① 地域の医療・福祉資源の把握 ② 在宅医療・介護連携に関する研修の実施 ③ 地域連携会議の実施 ④ 地域ケア会議の実施 ⑤ 診療所ケア会議の実施
(2) 在宅介護サービスの充実と 家族介護者への支援	① 在宅介護サービスの充実 ② 総合相談・支援業務の充実 ③ 家族介護教室の開催 ④ 介護従事者の人材確保・育成と定着 ⑤ 介護従事者の働きやすい環境づくり



基本目標4 高齢者を支えるネットワークづくり

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、住民同士が助け合える地域のつながりが必要不可欠です。そのために、地域の課題を住民の方と一緒に考え、地域のつながりづくりの後押しをするための仕組みづくりを進めるなど、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

施策の方向	取り組み
(1) 支え合いのひとづくり	① 広報・啓発 ② 福祉教育の充実 ③ ボランティア活動の活性化
(2) 支え合いの仕組みづくり	① 生活支援コーディネーターの配置 ② 協議体の活用 ③ 地域包括支援センターの機能強化 ④ 健康づくり推進ネットワーク会議の実施

基本目標5 いきいきと暮らせるまちづくり

高齢者が生きがいを持って生活できるよう、社会参加や学習活動などへの支援を図るとともに、高齢者を含めたすべての人が安心・安全に生活できるよう、ハード・ソフト両面にわたるまちづくりを進めます。また、災害や感染症の流行等の緊急時における高齢者支援の強化にも取り組みます。

施策の方向	取り組み
(1) 社会参加・生きがいづくりの促進	① ボランティア活動への参加促進 ② 生涯学習の推進 ③ スポーツ・レクリエーション活動の推進 ④ シルバー人材センターの設立推進 ⑤ 移動手段の確保
(2) 安心して暮らせるまちづくり	① 災害対策の充実 ② 防犯対策の充実 ③ 安全・快適な生活環境の整備 ④ 感染症予防に対する対策・備え ⑤ 有事における事業継続体制の整備
(3) 権利擁護と虐待防止の推進	① 権利擁護制度の活用 ② 高齢者虐待防止対策の支援 ③ 介護現場の安全性の確保と リスクマネジメントの推進
(4) 高齢者の自殺対策	



5

第1号被保険者の所得段階別保険料

第9期の所得段階ごとの保険料は以下の表のとおりです。第9期より高所得者の多段階化が行われ、これまでの第9段階から第13段階に細分化となりました。なお、第1～3段階については、公費負担による低所得者の保険料軽減を行います。

■第9期事業計画における保険料段階

保険料段階	対象者	保険料率	月額保険料 (円)	年間保険料 (円)
第1段階	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金で世帯全員非課税 ○世帯全員非課税で「所得」が80万円以下の方	0.455 (0.285)	2,661 (1,667)	31,900 (20,000)
第2段階	世帯全員非課税で「所得」が80万円を超え120万円以下の方	0.685 (0.485)	4,007 (2,837)	48,100 (34,000)
第3段階	世帯全員非課税で上記を除く方	0.690 (0.685)	4,036 (4,007)	48,400 (48,100)
第4段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で「所得」が80万円以下の方	0.9	5,265	63,200
第5段階 【基準】	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で上記を除く方	1.0	5,850	70,200
第6段階	本人課税で合計所得金額が120万円未満の方	1.2	7,020	84,200
第7段階	本人課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	7,605	91,300
第8段階	本人課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	8,775	105,300
第9段階	本人課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	9,945	119,300
第10段階	本人課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	11,115	133,400
第11段階	本人課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	12,285	147,400
第12段階	本人課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	13,455	161,500
第13段階	本人課税で合計所得金額が720万円以上の方	2.4	14,040	168,500

※（ ）内は消費税引き上げに伴う低所得者の保険料軽減後の額

計画の進行管理及び点検体制

計画の実現のためには、計画に則した事業がスムーズに実施されるよう管理することが必要です。加えて、計画の進捗状況については需要と供給のバランスがとれているかを調べ、供給体制が不足がちな場合は事業者の参入促進に一層の対策を講じるなど、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、次期計画にその結果を反映する必要があります。

このため、介護保険運営協議会の場合を活用し、年度ごとに介護保険事業と高齢者福祉事業との連携状況、本計画の進捗状況の把握と評価を行います。

また、計画の進捗状況を客観的に評価する手段として、評価項目の設定などの方法についても検討します。

行政の内部においては、高齢者福祉、介護及び関係部門と連携した体制がとれるよう努めます。



他市町・県との連携

本町では、町域を越えたサービスの利用も行われていることから、近隣市町及び愛媛県とも連携を図る必要があります。今後も引き続き広域的な施設整備やサービスの質の向上に努めます。

鬼北町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（概要版）

<令和6（2024）年度～令和8（2026）年度>

発行者

鬼北町 保健介護課

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800 番地 1

TEL 0895-45-1111(代) FAX 0895-45-3618

